

## 【滋賀県国保連合会からのお知らせ】

### 「負担（給付）割合相違」による返戻レセプトの修正方法について

70歳以上のレセプト（平成30年8月診療分以降）について、『負担（給付）割合相違』により返戻があった場合、「本人家族区分」欄だけでなく「特記事項」欄の所得区分を示す記号も併せて修正してください。  
 また、「給付割合」欄や「一部負担金」欄の修正が必要となる場合もありますので、ご注意ください。

		都道府 県番号		コード						0高外7	
-		-		-		-		-		-	
公負①		公受①		公負②		公受②		公負③		公受③	
公負④		公受④		公負⑤		公受⑤		公負⑥		公受⑥	
氏名		医科医療機関		特記事項		26区ア		記号・番号		「本人家族区分」欄のみ修正される ケースが見受けられます。 「特記事項」欄も併せて修正してく ださい。 「給付割合」欄に割合が記載されてい る場合は、変更後の割合に修正してく ださい。	

70歳以上および  
後期高齢者医療該当者に限る

「特記事項」欄	対応する「本人家族区分」欄
26 区 ア	0高外7
27 区 イ	
28 区 ウ	
29 区 エ	8高外一
30 区 オ	

療 養 の 給 付	請求点	※	決定点	一部負担金額	円	「一部負担金」欄の修正が必要となる 場合（増額・減額・記載なし）があり ます。
	公費①	点	※	点	円	
	公費②	点	※	点	円	

【問い合わせ先】  
 滋賀県国保連合会  
 審査・業務課 業務係  
 電話 077-522-4382

## 【滋賀県国保連合会からのお知らせ】

### 「負担（給付）割合相違」による返戻レセプトの修正方法について

70歳以上のレセプト（平成30年8月診療分以降）について、『負担（給付）割合相違』により返戻があった場合、「本人家族区分」欄だけでなく「特記事項」欄の所得区分を示す記号も併せて修正してください。  
 また、「給付割合」欄や「一部負担金」欄の修正が必要となる場合もありますので、ご注意ください。

平成30年8月分		都道府 県番号	コード				0高外7
公負①		公受①		保険者 番号		給付 割合	
公負②		公受②		記号・番号			
氏 名	歯科医療機関		特記事項	「本人家族区分」欄のみ修正される ケースが見受けられます。 「特記事項」欄も併せて修正してくだ さい。 「給付割合」欄に割合が記載されてい る場合は、変更後の割合に修正してく ださい。			
			26区ア				
70歳以上および 後期高齢者医療該当者に限る							
「特記事項」欄		対応する「本人家族区分」欄					
26区ア		0高外7					
27区イ							
28区ウ							
29区エ		8高外一					
30区オ							
摘 要	公費分	請求	点	合 計	点		
	点数	決定	点	決 定	※		
	患者負担額 (公費)		円	一 部 負 担 金 額	円		
	高額療養費	※	円				

「一部負担金」欄の修正が必要となる場合（増額・減額・記載なし）があります。

【問い合わせ先】  
 滋賀県国保連合会  
 審査・業務課 業務係  
 電話 077-522-4382

## 【滋賀県国保連合会からのお知らせ】

### 「負担（給付）割合相違」による返戻レセプトの修正方法について

70歳以上のレセプト（平成30年8月診療分以降）について、『負担（給付）割合相違』により返戻があった場合、「本人家族区分」欄だけでなく「特記事項」欄の所得区分を示す記号も併せて修正してください。  
 また、「給付割合」欄や「一部負担金」欄の修正が必要となる場合もありますので、ご注意ください。

都道府県番号  
コード

										0高外7		
										給付割合		
										記号・番号		
氏名 調剤薬局										特記事項 26区ア		

「本人家族区分」欄のみ修正されるケースが見受けられます。「特記事項」欄も併せて修正してください。「給付割合」欄に割合が記載されている場合は、変更後の割合に修正してください。

70歳以上および  
後期高齢者医療該当者に限る

「特記事項」欄	対応する「本人家族区分」欄
26 区 ア	0高外7
27 区 イ	
28 区 ウ	
29 区 エ	8高外一
30 区 オ	

保険	請求	※決定	一部負担金	基本料	時間外	薬学管理料
		点	点	円		
①	点	点	円			
②	点	点	円			

「一部負担金」欄の修正が必要となる場合（増額・減額・記載なし）があります。

【問い合わせ先】  
 滋賀県国保連合会  
 審査・業務課 業務係  
 電話 077-522-4382

## 【滋賀県国保連合会からのお知らせ】

### 「負担（給付）割合相違」による返戻レセプトの修正方法について

70歳以上のレセプト（平成30年8月診療分以降）について、『負担（給付）割合相違』により返戻があった場合、「本人家族区分」欄だけでなく「特記」欄の所得区分を示す記号も併せて修正してください。  
 また、「給付割合」欄や「負担金額」欄の修正が必要となる場合もありますので、ご注意ください。

都道府県番号  
コード

										0 高齢 7		
										給付割合		
										記号・番号		
氏名										特記欄		
訪問看護ステーション										26区ア		
公負①										公受①		
公負②										公受②		

「本人家族区分」欄のみ修正されるケースが見受けられます。「特記」欄も併せて修正してください。「給付割合」欄に割合が記載されている場合は、変更後の割合に修正してください。

70歳以上および  
後期高齢者医療該当者に限る

「特記」欄	対応する「本人家族区分」欄
26 区 ア	0 高齢 7
27 区 イ	
28 区 ウ	
29 区 エ	8 高齢 1
30 区 オ	

合 保 険 公 費 ① 公 費 ② 計	請求	円	※	決定	円	負担金額	円
		円	※		円		円
		円	※		円		円

「負担金額」欄の修正が必要となる場合（増額・減額・記載なし）があります。

【問い合わせ先】  
 滋賀県国保連合会  
 審査・業務課 業務係  
 電話 077-522-4382